

【未定稿】

◎副議長（室谷弘幸君） 佐藤正幸君。

〔佐藤正幸君登壇〕

◎佐藤正幸君 早速、日本共産党を代表して質問いたします。

昨年十一月の臨時国会で石破首相は、「災害を防ぐことはできないが、その後起こることは全て人災」と、かつての後藤田正晴氏の言葉を引いて答弁をいたしました。そうであるなら、国の本腰を入れた支援が必要であります。その点で、昨年末の臨時国会で成立した国の補正予算に盛り込まれた能登の復旧・復興費は二千六百八十四億円とのことでした。これが今議会で提案された予算にどう反映されたのか、まずお尋ねをいたします。

一九二三年の関東大震災の際、大規模な帝都復興を唱えた後藤新平氏に対して、大正デモクラシーを代表する経済学者福田徳三東京商科大学教授は「人間の復興」を提唱。「道路や建物は生活や営業など営生の機会を維持し、擁護する道具立てにすぎない。復興事業の第一は、人間の復興でなければならない」と主張いたしました。この見地から、さきの臨時国会で積み増しされた予備費一千億円を人間の復興に活用できるよう、以下、具体の支援策について質問いたします。

被災した高齢者がみなし福祉避難所として高齢者施設に入った場合、災害救助費の特例措置として居住費、食費が無料となっていました。原則として一月末で打ち切られたとされており。避難所の解消を急いだためと推察しますが、居住費、食費を引き続き無料にすべきであります。見解を伺います。

震災前にいた老人保健施設が半壊未満だった人が、人員不足で事業が再開できず戻れない高齢者がおられます。こうした方は、避難先の施設において介護サービス利用料一割負担免除の対象となっていないとのことでありました。戻りたくても戻れない状況にある下で利用料の免除対象にすべきと考えますが、いかがでしょうか。被災者の医療費免除、介護サービス利用料免除が六月まで延長になったものの、国は通知で免除対象である証明書の提出をし、保険者などへの財政支援を削ることにしたのはあまりにも冷たい姿勢と言わざるを得ません。

従来型応急仮設住宅について、二人世帯が一K・二十平米、居室は四畳半のみに住んでいるのは、石川県の最低居住面積水準である二人暮らし三十平米と比べても

十平米不足しております。母親と二人で生活している介護職員は、夜勤明けで仮設に戻ろうとしても、お母さんの体調も配慮して車の中で寝泊まりしているのが実態であります。また、ベッドを一台置くと、食事のためのテーブルを畳まない限り布団を敷けないなどの例は枚挙にいとまがありません。「狭いけれど住むところがあるだけでありがたい」との声もありますが、現在の被災者の仮住まいの実態は人権問題と指摘する研究者もおられます。

二人世帯は全て二K・三十平米に入居できるように民有地を活用してさらに仮設住宅を建設することや、熊本地震では行われたと聞く住み替えに組み込む必要があり、そのためには国の支援が欠かせないと考えます。県の見解を伺います。

寒波が長期にわたり、被災地でも積雪、仮設住宅の敷地は砂利のため市町から提供された小型除雪機では砂利を巻き込んでしまい、除雪に支障が出たとの声があります。高齢化率も高く、人力での除雪では限界があり、来年の降雪期の対応の教訓にすべきと考えます。除雪対策としてどんな問題が起こり、どう解決するおつもりか、見解を伺います。

仮設住宅に入居されている方へお困り事を聞くアンケート活動に取り組んでおりますが、「冬、フローリングの冷えがつらい、非常につらい」、「部屋の中でオーバーを着て毛布にくるまってテレビを見ています。こたつが欲しいため、バーゲンがないかチラシを毎日見えています」との声が寄せられております。来年の冬に備え、電気こたつなどの購入支援など寒さ対策を検討すべきと考えますが、所見をお聞きをいたします。

アンケートには、「困ったことだらけで何の楽しみもない生活になってしまった。二年後は生死、居場所が分からない」、「妻が施設に入所し、月十万円以上かかり生活が苦しい」、「お米が欲しい」などの声であふれております。集会所を活用しての行事への支援策もありますが、外に出てこない方もおいででしょう。見守り訪問活動も中能登町の方が珠洲市の訪問活動に参加しているのが実態であり、訪問の頻度も十分とは言えません。例えば、仮設住宅の近くの休耕田や空き地などで家庭菜園ができるような環境を整えるなど、奥能登の高齢化の実態にかみ合わせた支援策をさらに検討すべきと考えます。見解を伺います。

日本障害フオーラム——JDFは、発災直後から障害のある方の支援を行い、昨年五月には七尾市に能登半島地震支援センターを設置、七日間を一クールとして全

国からのボランティアで四十近いクルを重ねております。先日、そのスタッフマネージャーの方から実情をお聞きし、最初は水、食料の支援、公費解体の準備のための家の中の片づけ支援、現在は病院などへの移動支援が増えてきたとのことでありました。JDFには、地元の相談支援専門員、輪島市にある能登北部保健福祉センターからも依頼が入り、連携しながら活動しており、障害者支援の資源が乏しい奥能登地域で、現在JDFが担っている支援をどう公的支援につなげていくかが課題と指摘されております。

一つは移動支援であります。震災前は病院の巡回バスが自宅前まで迎えに来ていたが、現在はバス停まで自力で行かねばならず、大変苦労している。また、みなし仮設である民間賃貸住宅は二階しか空いておらず、病院に行くにも数人がかりのサポートが必要となっております。

そこで、県としても市町と協力して、支援が必要な障害者、御家族をデータベース化し、仮設や病院、スーパーなどを回るコミュニティバス事業を始めてはどうか、見解を伺います。

県は、二月二十五日から輪島市に石川こころのケアセンター奥能登を開設したようですが、国の支援も受けてさらなる体制の強化が必要と考えます。障害のある方、家族、事業者の職員の困り事や要望を、サービスや医療につないでいくことができないように専門的支援者による障害者事業所への定期的訪問が必要と考えます。県の見解を伺うものであります。

とりわけ珠洲市では、精神科病院などの資源が特に乏しいとされていることに加え、ある事業所では受託作業四つのうち三つがなくなったと聞きました。JDFの支援で、孤立していた人が家の掃除と病院への送迎でB型作業所に通えるようになった例もあるようです。利用者の工賃の確保が求められており、その作業の確保、特に生活介護を利用している重度の障害のある方ができるような仕事確保の協力を求めています。県としてどう応えるのか、所見を伺います。

事業所では、震災後に多くのベテラン職員が退職したために業務に支障が出ており、ハローワークで募集しても確保できておりません。昨年六月補正で離職防止、復職促進、新規就労者確保への特別の手当の支給を行っているようですが、障害者分野での実績はどうか。さらなる支援を求め、次の質問に移ります。

通常から日本語教室などで外国人技能実習生への支援を行っている民間団体と懇

談をいたしました。被災後、様々な支援活動に取り組む一方で、今の行政からの補助金では不十分とのことであります。県は、内灘以北の五市七町にいる外国人技能実習生は一千四百三十八人とし、地震発災後、能登の各市町において外国人向けの個別相談会を実施したとのことであります。しかし、外国人は情報を取りに行く習慣がなく、相談会に行く方法も時間もなかった技能実習生も多かったのではないかと話されておりました。また、例えばイスラム文化の交流拠点モスクも金沢市にしかなく、そこへ行く支援を行ったとのことで、こうした文化交流の後押しも必要ではないかと考えます。

水産業をはじめ、外国人技能実習生は地域経済にとっても欠かせない役割を果たしているものの、職場と寮の往復だけになりがちでもあり、県として被災した外国人技能実習生への支援にどう取り組むおつもりか、所見を伺います。

食品加工関係の方とも懇談をいたしました。事業者によつては、宮城県の商品関連企業とタイアップして新たな販路を見つけ出して売上げを上げた事例もあれば、復旧の見通しが立たない事業者もあるということです。なりわい再建支援補助金は自己負担もあるし、返済の見通しが立たなければ申請もできないため、目の先の支援だけでなく永続的な支援が必要とのことであります。

県は奥能登総合事務所に能登事業者支援センターをつくり、中小企業庁は七尾市に能登産業復興相談センターを開設しております。両者はどのように連携しているでしょうか。新たな販路開拓で事業を再開できる希望が持てるような永続的な支援が必要と考えますが、県の見解を伺います。

和倉温泉の関係者の方とも懇談をいたしました。なりわい再建支援補助金で運用の見直しもあり、情報が錯綜しており、新たな勉強会を開くということでありました。Q&Aを見ると、「原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える改良や性能向上に資する機能付加、拡充を図ることも可能」とされており、この間、事業者からの要望に基づき、このことも含め改善、充実が図られた主な内容を明らかにしてください。

和倉温泉観光協会として、観光庁の観光産業の再生・高付加価値化事業の採択を受けたものの、実際は進んでいないとのことであります。実態はどうなっているか、県としてつかんでいるでしょうか、お聞かせをください。

新型コロナウイルスの際のゼロゼロ融資の返済も始まり、復旧に向けた建設費用が高騰、

見積業者も来ないなど、なりわい再建支援補助金を申請しようとも、資金調達ができるのか、お客さんが戻ってくるのかと先が見通せず、なりわい再建支援補助金の採択も二件にとどまっているとのことでありました。

観光庁の観光再生支援事業への期待感もあるようですが、県としてはどのようにこの支援事業とタイアップしていくか、お聞きをいたします。

和倉温泉までの特急復活要望が出されました。かねてから指摘してきましたが、政府・与党合意がいかに実態に合っていないかを示すものであり、その見直しを求められていることを強調して、次の質問に移るものであります。

さきのアンケートでは、「自宅が全壊。年金生活で預貯金も全くありません。家を建てることも、民間の賃貸住宅へ入ることもできません。災害公営住宅も低額でないと入れません」などの声であふれております。当初予算に計上された生活再建に課題を抱える世帯へのアドバイザーによる伴走支援八千二百万円とは、具体的にどういう人を対象にし、どのような支援を行うのか、明らかにしてください。

新しい住まいを建てる場合、被災地外の工務店などに依頼したとき、公費解体と同じように建築業者への掛かり増し経費の支援をしてほしいとの要望もありません。所見を伺うものであります。

公立四病院の統合についてお尋ねをいたします。県の地域医療構想でも、能登北部医療圏では高度急性期病床がゼロで、三十一足りないと言われており、新病院にはこうした機能を持たせる必要があると考えます。同時に二〇二〇年現在、入院できる急性期四百四床、回復期百三床、慢性期八十四床、合計五百九十一床を、地域医療構想どおり全体百四十減らして新病院に統合する方向でいいのか、慎重な議論が求められます。入院が必要な場合、高齢化の下での家族の見舞いの利便性など、奥能登の実態に合っているかどうか、住民合意が必要ではないか。加えて、公立病院が疲弊してきた原因を深めることなしに次の段階に進むことはできません。

輪島市や珠洲市の人口流出が三割との報道もある中で、人口流出の流れを食い止める、ふるさとに戻ってくることでできるという安心感をつくるためには、医療・介護提供体制の確保が欠かせません。求められる医療・介護体制をどう描くのか、知恵を出し合う必要があるのではないのでしょうか。知事の見解を伺うものであります。

また、医療・介護事業者の雇用と継続と確保のために社会保険料負担への支援も検討すべきと考えますが、見解をお聞きをいたします。

珠洲市の正院地区では、復興へまちづくり協議会「正院未来会議」が誕生したとの報道がありました。また、珠洲市では集落ごとの再建の方向性が住民に知らされ始め、今後の見通しが立てやすいとの声がある一方で、仮設住宅の自治組織の立ち上げにも苦労があります。市町職員が不足し、疲弊している下で、住民の自治の力を引き出して伴走支援することが必要であり、そのためにも奥能登行政センターに創設された能登官民連携復興センターの活躍が期待されます。住民の力を引き出すための今後のセンターの活動についてお聞きをいたします。

能登地域公共交通計画の案が公表され、将来像に子供や親の送迎の負担が軽減される、お年寄りが安心して通院できる、好きなきに買物に行ける、車を運転できなくても鉄道などを利用して金沢、全国へ移動できると明記されております。しかし、どれも今まで実現できず、逆に路線の縮小が繰り返されてきただけに、この将来像を実現しようと思ったら相当の覚悟、国の支援が欠かせません。民間事業者任せでなく、県としてその責任をどう果たそうとしているのか、伺うものであります。

地震の初動対応の検証結果中間案について伺います。
第一に、地震被害想定のお甘さと、高齢化率の高い地域における介護の対応などの認識不足についての記述を入れるべきと考えます。所見を伺います。

発災当初、国土交通省北陸地方整備局は道路啓開計画がなかったことを指摘しましたが、その後、能登半島地震の経験も踏まえ、昨年十二月二十五日、計画が公表されました。この計画との関係で、初動対応として教訓にすべきことはどのような点でしょうか、見解を伺います。

職員のマンパワー不足が復旧・復興の足かせになっており、この間の自治体職員削減を検証し、職員の増員へ国に財政的支援も求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

二月二十日、第二回国民健康保険運営協議会で来年度の納付金、市町の標準保険料率が公表されたことも受け、各市町では県の示した標準保険料率では医療分での上昇が大きかったことから、国保税率の増額改定を行おうとするなど値上げ方針が出されて悲鳴が上がっております。県としては、来年度保険料が値上げされる自治体はどの程度になると見込んでいますでしょうか。

令和七年の国保特別会計案では、国や県からの公費が五億円増えているものの、財政安定化基金取崩しは前年同様の六億円となっております。能登半島地震・豪雨

災害のさなかでの国保税引上げは回避すべきであり、市町からの納付金を抑えるためにも財政安定化基金をさらに取り崩すこと、国に特別の公費投入を要請すべきと考えます。県の姿勢を伺います。

先般開催された運営協議会では、納付金ベースの統一を令和十四年とするなど、保険料水準の統一に向けた目標年度を示すロードマップの素案が示され、その際の市町別の一人当たりの保険料額まで試算されております。これまでの市町担当者との連携会議や作業部会では、統一により将来的に保険料が上がることとなり、厳しいといった声もあると聞いております。国民健康保険料の引上げにつながることから、保険料水準の統一に向けたロードマップを直ちに凍結することを求めて、最後の質問に移るものであります。

知事は議案説明で、「自衛隊や海上保安庁が港湾施設を国民保護のための訓練等に円滑に利用できる特定利用港湾の指定について、先般国から申出があり」と述べました。いつ、誰が誰に申入れをしたのか、指定の対象は金沢港だけなのか、明らかにしてください。

知事は、「大規模災害時の効率的な災害支援や港湾整備の促進が期待される」と言いましたが、国の本来の目的はそこにはありません。内閣府のホームページにある「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&Aでは、「安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、平素から必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港、港湾を円滑に利用できるよう」としているように、主たる目的は軍事利用であることは明白であります。

政府は「有事の利用を対象とするものではない」と言い訳をしますが、昨年の国会審議の中では日米地位協定第五条に基づき米軍も出入りすることを認め、「有事になれば特定公共施設利用法の枠組みにもなる」としております。災害に名を借りたこうした国の対応は大きな問題をはらんでおり、年度内の指定に向け、国との協議を進めていくという方針を撤回し、拒否すべきと考えます。知事の所信を伺うものであります。

最後に、この場をお借りして故中村勲先輩への追悼の言葉を送ります。

あなたと私は、政治的立場は左右両極、真の意味で政敵だったとも言えましよう。しかし、中村先輩は我が党へのリスパクトも持ち続けた政治家だったと私は理解しております。だからゆえ、議会人として私へのアドバイスもくんだり、また中村先

輩の潔さに私も尊敬の念を持っておりました。個人的にも私が五十を過ぎて結婚した際には、県議会有志として祝う会をやるうと発案をしてくださり、実際汗をかき、六年前の二〇一八年十二月二十八日、年の瀬にホテル金沢で祝う会を開いてもらいました。その際、私の妻とあなたがカラオケで歌っているこの一枚の写真は私の宝物であります。

中村先輩、聞こえますか。ありがとうございます。あなたのことを私なりに語り継ぎ、お話しする機会はありませんでしたけれども、支えてこられたパートナーの喜代美さんや御家族の御健勝、そして中村先輩を慕ってこられた後援会、支持者の皆さんの御多幸をお祈りをいたしまして、追悼の言葉といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

◎副議長（室谷弘幸君）馳知事。

〔知事（馳浩君）登壇〕

◎知事（馳浩君）佐藤正幸議員にお答えをいたします。

医療・介護提供体制の確保についての御質問がございました。奥能登の公立四病院は、高齢化、過疎化により現在の機能を維持しながら存続させることが困難となりつつあり、また、能登半島地震により経営はさらに厳しさを増す中、奥能登の皆さんが安心できる持続可能な医療提供体制の検討は大変重要であります。

県では四市町からの要望を踏まえ、昨年八月、奥能登公立四病院機能強化検討会を立ち上げ、先月十九日には二回目の検討会を開催しました。能登空港周辺に新たな基幹病院を建設するとともに、既存の公立四病院を主に住民のかかりつけ医としての機能を担うサテライト医療機関と位置づけ、新病院とサテライトが一体的に地域医療を支えるとの方向性で、四市町をはじめ関係者と合意いたしました。今後、検討会において医療と介護の連携という視点も踏まえ、新病院とサテライトに求められる機能や役割分担について、地元の市町や病院、大学など関係機関の皆さんと知恵を出し合いながら議論を深めることとしております。遅くとも来年度中に方向性を取りまとめるべく、精力的に検討を進めることとしております。

特定利用港湾の指定についての御質問がございました。特定利用港湾については、これまでに全国で二十港湾が指定されており、本県においても昨年十二月に国から県に対し、県内で金沢港を指定したい旨の申入れがありました。その中で国からは、平素において自衛隊や海上保安庁が訓練等で円滑に利用できる枠組みの構築が目的

であること、大規模災害時の効率的な災害支援や港湾整備の促進が図られること、特定利用港湾の指定後も民生利用が主であることなどについて説明をいただいております。

県としては、今回の地震において金沢港を拠点に災害支援活動が行われたように、大規模災害時の迅速かつ効率的な災害支援や港湾整備の促進も期待できることから、年度内の指定に向けて国との手続を進めてまいりたいと思っております。

私からの答弁は以上であります。残余の御質問については担当部長よりお答えをさせていただきます。

◎副議長（室谷弘幸君）光永総務部長。

〔総務部長（光永祐子君）登壇〕

◎総務部長（光永祐子君）私からは二点お答えいたします。

まず、昨年末の国補正予算の県予算への反映につきましては、令和六年度十二月補正予算において奥能登豪雨への緊急対応として応急仮設住宅の建設費や道路、河川、農業用施設等の応急復旧費のほか、被災地での心のケアの支援拠点の設置などの予算を計上いたしました。加えて、今議会にお諮りしている令和六年度第一次三月補正予算及び令和七年度当初予算におきましても、公共土木施設、農業用施設等の本復旧に向けた災害復旧事業費のほか、仮設住宅入居者等への戸別訪問などの見守り・相談支援や孤立防止に向けた地域コミュニティ活動の支援、被災事業者のなりのわい再建の支援などの予算を盛り込んでおります。

次に、地震対策検証委員会の検証結果中間案に係る御質問のうち、職員のマンパワーに関する御質問にお答えいたします。平成十年代以降、地方公共団体は厳しい財政や地域経済の状況等を背景に職員数の適正化をはじめとする不断の行財政改革に取り組んできております。本県におきましても、行財政改革の一環として庶務事務の集約化や民間委託の活用など、業務の在り方そのものを見直した上で職員数の適正化を図ってきたところであり、市町においても同様に適正な定員管理に努めてきたものと承知しております。

本県が経験した令和六年能登半島地震のような大災害に際しては、災害対応のための膨大な業務量が発生し、職員数の適正化の取組の有無にかかわらず、被災団体の職員のみで対応することは困難であるところ、平成二十八年の熊本地震の経験を踏まえて、国において応急対策職員派遣制度が構築されました。能登半島地震・

能登豪雨では、この制度に基づき全国各地の都道府県、市区町村から県及び被災市町に対し多くの応援職員を派遣いただき、避難所の運営、物資の搬入、建物被害認定調査といった業務に当たっていただきました。

今後とも、大規模災害時の行政による災害対応の円滑化に資するよう、国において応急対策職員派遣制度を適切に運用していただきたいと考えております。

◎副議長（室谷弘幸君）飯田危機管理監。

〔危機管理監（飯田重則君）登壇〕

◎危機管理監（飯田重則君）地震検証結果中間案における地震被害想定についてお答えをいたします。

先般お示しいたしました検証結果中間案では、現在作業中の地震被害想定の見直しを踏まえ、県と市町が連携して備蓄計画を見直すことを盛り込んでいるところでありまして、今後、検証作業をさらに進めてまいります。

以上でございます。

◎副議長（室谷弘幸君）土岐能登半島地震復旧・復興推進部長。

〔能登半島地震復旧・復興推進部長（土岐祥蔵君）登壇〕

◎能登半島地震復旧・復興推進部長（土岐祥蔵君）四点お答えいたします。

まず、来年の冬に備えました暖房器具の支援についてでございますが、まず建設型仮設住宅にはエアコンが附帯設備として設置されているほか、能登半島地震のみなし仮設住宅や公営住宅に入居した被災者に対しても、エアコンが未設置の場合、設置費用を支援したところでございます。加えまして、NPO法人ジャパン・プラットフォームからの資金で能登半島地震の被災者に対しまして生活家電を提供する支援をいただいております。希望者にはこたつ、石油ファンヒーター、ホットカーペットなどの暖房器具が支給され、おおむね行き届いたものと考えております。来年の冬におきましてもこれらの活用をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、家庭菜園のような高齢化の実態に合わせた対策の検討についてでございますが、県におきましては仮設住宅入居者の孤立防止のため、これまでも奥能登の高齢化の実態を考慮し、市町や地域支え合いセンター等と連携をいたしまして、集会所でのカラオケや体操教室などの開催の支援に取り組んでおります。議員御指摘の家庭菜園につきましても、仮設住宅の入居者から日々の楽しみとなる野菜作り

がしたいという声があったことから、県におきまして地域コミュニティ再建事業の一環として、市町が用意した土地で地域住民が畝作りや土いじりなどを自らの手でを行い、家庭菜園ができる環境を整える一連のプログラムをつくりまして、今年度は穴水町の仮設住宅近くの町有地において、穴水町社会福祉協議会と連携して実施したところでございます。来年度も継続することとしております。

引き続き、市町や関係団体と連携し、こうした活動を広げるとともに、高齢者が多い地域の実情を考慮し、コミュニティ活動の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、生活再建支援アドバイザーについてでございます。恒久的な住まいへの移行に当たりまして、自力で生活再建や住まいの確保に課題を抱えている世帯が一定数おられることから、新たに生活再建支援アドバイザーを配置いたしまして、こうした世帯の伴走支援を行うこととしております。具体的な支援内容につきましては、住まい再建に当たり資金調達等に苦慮する方に対し、利用可能な支援制度や融資制度の案内や申請の補助、それから地震を機に仕事をを行った方に対する就業相談会への帯同、それから賃貸住宅を借りる際に保証人がおられない高齢者等に対する利用できるサービスの御案内など、個人個人の事情に応じたきめ細かなサポート対応を想定しております。

最後に、住民の自治の力を引き出すための能登官民連携復興センターの今後の活動についてでございます。能登官民連携復興センターは、復興に取り組む地域団体等に伴走し、全国から資金や人材などの支援を結びつけるコーディネートとして地域の復興を後押ししていくこととしております。具体的には、地域の復興に向けたまちづくりへの支援に取り組む地域団体等に対し、休眠預金を活用した資金支援を行いつつ、センターが当該団体等に伴走して実行支援することとしています。本事業の公募には、地域の復興に取り組む団体や伝統工芸の復興に向けた協議会などから計三十件の申請があったところであります。今後、審査を経て四月頃からの事業着手が予定をされております。

本年、令和七年は創造的復興を加速させていく復興元年として位置づけておりまして、これらの取組や、センターと連携しておりますLINEヤフー株式会社によるプロボノ活動によりまして地域の取組に対してしっかりと伴走しながら、資金や人材の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

◎副議長（室谷弘幸君）高橋企画振興部長。

〔企画振興部長（高橋実枝君）登壇〕

◎企画振興部長（高橋実枝君）能登地域公共交通計画に關してお尋ねがございました。能登の地域公共交通は、地域住民の足として重要な役割を果たしてきましたが、少子高齢化や人口減少に加え、一般の地震の影響により現在は厳しい状況にあり、今後、能登が本格的な復興を果たしていくためには将来の能登の姿を見据えた持続可能なものとして再構築していく必要があります。このため、県、市町、国、交通事業者、利用者等で構成する法定協議会である能登地域公共交通協議会におきまして、持続可能な地域公共交通の確保に向けた検討を進めており、年度内にJR七尾線、のと鉄道、特急バスなど能登と金沢を結ぶ広域基幹交通について第一次計画として取りまとめまして、来年度は第二次計画として既存の路線バスやタクシーに加え、AIオンデマンド交通など新たな交通手段も含め、市町をまたがる地域幹線交通について検討を進めることとしております。

引き続き、市町、交通事業者、利用者等、様々な関係者とともに持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでまいります。

◎副議長（室谷弘幸君）竹沢文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長（竹沢淳一君）登壇〕

◎文化観光スポーツ部長（竹沢淳一君）私からは観光庁の補助事業二点についてお答えをいたします。

まずは、観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業につきましては、全国の観光地がポストコロナの反転攻勢につなげるため、観光地全体の磨き上げにつながる宿泊施設の大規模改修や土産店等の観光施設の改修など、地域が一体となって取り組む高付加価値化の取組を支援する制度であります。和倉温泉観光協会については、令和五年度から二か年事業として採択をされたものの、今回の能登半島地震により改修の対象となっていた施設が被害を受け、事業は休止をしてお聞きをしております。

観光庁は、和倉温泉観光協会に対して来年度に事業を実施する意向があるかを確認した上で、実施する意向があれば令和七年度に予算を繰り越して対応するということであり、和倉温泉観光協会において今後の宿泊施設等に意向を確認していくと

承知をしております。

次に、観光再生支援事業につきましては昨年十二月の国補正予算に盛り込まれたものであります。被災観光地の再生を目的に、被災観光地の復旧計画の策定や、復旧後に誘客を促進するための旅行商品の造成、SNS等を活用した効果的な情報発信などの取組を支援する事業であります。県としては被災観光地の復興を加速させるため、この事業の周知に努めてまいりました。この事業については先月末が公募の締切りとなっており、複数の市町や観光団体が観光地復興に向けた戦略の策定や、能登の観光資源を活用した旅行商品の造成などの事業計画案を策定をし、申請を行ったとお聞きをしております。現在、国において取りまとめが行われており、この後、選定作業が進められると承知をしております。今後は、補助事業によって造成をされた旅行商品の情報発信をはじめ、事業が効果を発揮できるように後押しをしてまいります。

以上でございます。

◎副議長（室谷弘幸君） 柚森健康福祉部長。

〔健康福祉部長（柚森直弘君）登壇〕

◎健康福祉部長（柚森直弘君） 初めに、みなし福祉避難所における居住費や食費の支援についてお答えします。今般の災害では、過去の災害では例がない手厚い取組として避難高齢者等を受け入れた施設を福祉避難所としてみなし、災害救助法により部屋の使用料や食費などを支援しております。

県ではこれまで、避難の解消に向け、ケアマネージャーや市町と連携し、受入先となる施設や地元での居所の確保に取り組むとともに、避難所の施設に当面滞在される予定の方については御本人や御家族と施設の合意の下、通常の入所者と同様に自己負担での入所に切り替えていただくなど、個々の事情を踏まえ丁寧な対応に努めてまいりました。こうした取組の結果、今年一月末までにほとんどの方について災害救助法による部屋の使用料や食費などの支援を終了しておりますが、経済面や心身の状況などにより避難解消のめどが立たない方については、引き続き支援を継続しております。

次に、半壊未満の介護施設にいた高齢者に対する介護サービス利用料の免除についてお答えします。国の通知によりますと、介護保険サービスの利用料免除の対象者は住家の全半壊、全半壊、床上浸水、またはこれに準ずる被災をされた方とされ

ております。被災前に入所していた施設が半壊未満の場合に免除の対象となるか否かについては、入所者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点を踏まえ、保険者である各市町において判断するものとされており、各市町においてそれぞれの事情に応じて判断しているものと承知をしております。

障害のある方への移動支援についてお答えします。障害のある方の状況については各市町で把握をしており、移動支援を必要とする方に対し、独自にタクシーの利用助成に取り組んでおります。また、コミュニティバスについては、障害者に限らず地域の実情に応じて地域住民の移動手段の一つとして取り組まれており、それぞれの市町において必要な対応を検討いただく必要があると考えております。

県としても、視覚障害のある方に対してはガイドヘルパーの動向、聴覚障害のある方に対しては手話通訳者の派遣の実施などに取り組んでおり、引き続き市町と協力して障害のある方に寄り添ったきめ細やかな支援に努めてまいります。

専門的支援者による障害者事業所への定期的訪問についてお尋ねがありました。被災地では、障害のある方やその家族を含め、仮設住宅や在宅で継続的な見守りが必要な方を対象に、各市町が社協や支援団体に委託して継続的な見守りや相談支援を行っております。必要に応じて、障害者手帳の取得や障害福祉サービスの利用を促すなど、専門的な支援機関につなぐなどの対応を行っております。また、障害者施設については県職員が被害を受けた施設を直接訪問するとともに定期的に連絡を取っており、復旧や人材確保等に関する助成制度や、こころのケアセンターの相談支援に関する周知や助言などを行っております。

引き続き、被災市町や関係機関等と連携しながら、障害のある方や事業所の職員に寄り添ったきめ細かな支援に努めてまいります。

重度の障害のある方の就労支援についてお答えします。県では、被災地にお住まいの高齢者などに能登復興推進隊として復興に関する公共的な業務を担っていたべく取組を行っており、障害者就労施設の障害のある方についても能登復興推進隊として登録をいただき、業務を担っていただくことで作業の確保につなげているところであります。

重度の障害のある方への生産活動の機会の提供については、生活介護事業所などが主体となり、個々の障害の特性や状況に応じて対応していただく必要がありますが、県としても市町や地域の自立支援協議会等とともに、どういったことができる

か考えてまいりたいと考えております。

離職防止などに係る特別手当支給への支援の障害者分野での実績についてお答えします。六月補正で設けた能登六市町の介護事業所等を対象とした職員の離職防止や人材確保のための一人十五万円の特別手当支給への助成制度については、障害者分野では二月末時点で二十九法人に対し、七百一十一人分の助成を行いました。

医療・介護事業者の社会保険料負担への支援についてお答えします。被災した医療・介護事業者からは、経営が厳しい中、従業員の社会保険料の負担が大きいとの声があることは承知しております。一般の能登半島地震では、熊本地震などと同様、社会保険料の軽減は行われておりませんが、納期限等の延長による措置が講じられるとともに、当該期限での納付が困難な場合は一定の要件の下、納付猶予を受けることも可能となっております。

県としては、こうした社会保険等の納期限等の延長や納付猶予の制度を広く周知するとともに、引き続き施設復旧や介護人材の確保への支援などに取り組んでまいります。

検証結果中間案に介護に関する対応への認識不足について記述すべきとお尋ねがありました。今般の地震における甚大な被害により、高齢者施設の三分の一が運営休止に至るとともに、多くの要介護者が広域避難を余儀なくされ、県では施設に定員を超えた受入れを要請するとともに、各施設や一・五次避難所で不足する介護職員について国や支援団体と調整し、全国から多くの職員を派遣いただきました。こうした状況や対応は事前に想定しておらず、検証中間案に課題として準備想定の不足などを記載するとともに、改善の方向性として各施設が防災計画を策定する際に参考とする県の指針の見直しや、介護を必要とする方の広域避難に関するマニュアルの整備について記載しております。

来年度から国民健康保険料を増額する市町ほどの程度か、また財政安定化基金をさらに取り崩すとともに国に要請すべきとお尋ねがありました。国保の令和七年度の保険料については現在各市町において検討され、それぞれの当初議会にて審議されているところであり、その状況について申し上げることは難しいのですが、医療の高度化などにより医療費の増高が続く中、保険料の引上げを決定する市町が少なからずあるものと思われまます。

県としては、国保の財政安定化基金を令和七年度は約六億円取り崩すことで市町

が県に支払う納付金の上昇を抑制し、市町の負担軽減を図ることとしており、さらなる取崩しは能登半島地震等に伴う厳しい財政状況や今後の持続可能な財政運営を鑑みれば困難であると考えております。また、こうした厳しい状況に至るのは国保の制度自体が抱える被保険者数の減少や医療費水準の高さといった構造的な問題に起因するもので国全体で検討すべきと考えており、引き続き全国知事会を通じて国に対し、新たな財政支援を求めてまいります。

以上でございます。

◎副議長（室谷弘幸君）酒井商工労働部長。

〔商工労働部長（酒井雅洋君）登壇〕

◎商工労働部長（酒井雅洋君）初めに、被災した外国人技能実習生への支援についてお答えをいたします。今般の地震に際し、外国人技能実習生を支援するため、能登六市町において多言語対応の個別相談会を開催し、罹災証明の手続や各種支援メニューの周知を図るなど、きめ細かな対応に努めてきたところであります。また、県国際交流協会の相談窓口においても生活相談等に対応したほか、昨年八月にILAC内に設置したいしかわ外国人材（活用？）ワンストップセンターにおいて技能実習生を受け入れている県内企業からの相談に対応してきたところであります。

これらにより、おおむねスムーズな対応ができたものと考えておりますが、議員からも御指摘ありましたが、一部の技能実習生からは「遠方に住んでいるため、個別相談会への参加が難しかった」という声も聞いておりますので、例えばオンラインでの個別相談会の開催など、さらに改善すべき点がないか、よりよい支援ができないか、企業や支援団体等の声をお聞きしながら検討していきたいと考えております。

次に、能登事業者支援センターと能登産業復興相談センターの連携についてお答えをいたします。能登事業者支援センターは昨年二月に県が奥能登行政センター内に設置した総合相談窓口であり、能登産業復興相談センターは債権買取り支援を行う復興支援ファンドの創設に合わせて昨年四月に中小企業庁が七尾商工会議所内に設置した相談窓口で、奥能登行政センター内にもサテライトオフィスを開設しております。このサテライトオフィスには国のセンター職員が常駐しておりまして、資金繰りなどの相談があった際には県と国の両センターの職員が一体となって相談対応を行うなど連携を図っております。

今後とも、国の復興相談センターはもとより、地元商工会、商工会議所や金融機関等とも緊密に連携し、プッシュ型支援など事業者に寄り添った伴走支援により、事業者をしっかりとサポートしてまいります。

最後に、なりわい再建支援補助金のこれまでの改善等についてお答えをいたします。なりわい補助金については、被災事業者からの要望を踏まえまして同補助金を所管する中小企業庁と協議を行い、適宜運用の改善、充実を図ってきたところであります。具体の例といたしまして、申請に必要とされてきた法人の登記簿謄本や決算書類等の提出を不要とする手続の簡素化や、二者以上の見積取得が困難な場合に理由書の提出をもって一者の見積りによる申請を認めることとしたほか、修繕費用を上限として施設の建て替えや被災前を超える機能を付加した復旧を認めるなど、制度運用の改善等を図っております。また、令和六年奥能登豪雨に係るなりわい補助金については、地震と豪雨を一体の災害として取り扱い、地震と同水準の手厚い措置を講じております。

今後とも必要に応じ、国とも協議の上、運用の改善等に努めてまいります。以上です。

◎副議長（室谷弘幸君） 桜井土木部長。

〔土木部長（桜井亘君）登壇〕

◎土木部長（桜井亘君） 私からは四点お答えします。

まず、仮設住宅の住み替えについてお答えをします。地震に係る仮設住宅につきましては、要望戸数六千八百八十二戸全てが昨年中に完成し、希望者に入居いただいております。仮設住宅に一旦入居した後他の仮設住宅に住み替えることは、建設に二重の経費が生じることから国から認められていません。一方、介護など特段の事情があれば、内閣府との個別の協議により、世帯の状況に応じて住み替えが認められる場合があるため、市町からの要望があれば、引き続き連携しながら丁寧に対応してまいります。

次に、仮設住宅の除雪対策についてお答えをします。仮設住宅の除雪につきましては、自治会や入居者に実施していただくことを基本としております。一方、県としても復興基金を活用し、市町や自治会に対して除雪器具の購入や砂利敷きとなっている駐車場の舗装などの除雪への備えを支援するとともに、市町等の依頼に基づき、能登復興推進隊の御協力をいただきながら除雪作業の援助を支援しております。

こうした中、先月にはこの冬一番の寒気が流れ込み、強い冬の気圧配置が続き、被災地においても短時間に積雪が急激に増えるなどの大雪となったことから、入居者等の除雪負担を軽減するため、国と調整したところ、今冬の大雪で生じた団地内の除雪費用につきましては災害救助法に基づく補助対象となり、市町において速やかに対応がなされました。

こうした今冬の対応を踏まえ、今後も市町と連携を図りながら仮設住宅の除雪対策に取り組んでまいります。

次に、住まいの再建についてお答えをします。住まい再建に関する支援制度として、これまで被災者生活再建支援金や住宅再建利子助成給付金などにより、最大六百万円が給付されることになっております。また、被災市町では住まいの再建を支援するため、能登半島地震復興基金を活用し、独自の支援制度を創設しており、珠洲市では半壊以上の被災した世帯が新たに住宅を新築購入した場合に最大三百万円を支援する珠洲市住まいの再建支援金制度が設けられています。輪島市においても同様に最大三百万円を支援する制度を市議会にお諮りしていると承知をしております。

引き続き、市町と連携し、被災者の恒久的な住まいの再建に向けて取り組んでまいります。

次に、地震対策検証委員会の検証結果中間案に関して、道路啓開計画についてお答えをします。能登半島地震の発生直後から県の地域防災計画や災害時受援計画、道路計画マニュアルなどに基づき、国や関係機関と連携して道路啓開に取り組み、速やかに奥能登二市二町へのアクセスルートを確認するとともに早期に孤立集落を解消しました。こうした中、昨年二月に国が主体となり、県や高速道路会社、警察などが参画した北陸圏域道路啓開計画策定協議会を発足し、今回の地震での道路啓開の進め方を検証するとともに計画策定に向けた検討を重ね、昨年末に道路啓開計画を策定しました。この計画では、一般の地震を教訓に広域的かつ甚大な被害により防災拠点へのルートが途絶した場合や孤立集落が発生した場合に備え、空路や海路、市道や林道などを活用したアクセス手法を事前に想定することや、道路啓開に必要な人員や資材確保に向けた体制を構築することなどを盛り込んでおり、今回の検証委員会の中間案にもその旨を反映しております。

県としては、引き続き関係機関と連携し、大規模災害時にも円滑に交通を確保で

きるよう取り組んでまいります。
以上です。

〔佐藤正幸君発言を求む〕

◎副議長（室谷弘幸君） 佐藤正幸君。

◎佐藤正幸君 知事に一点だけ。

私は、復旧・復興の中で能登の人口減少をどう食い止めるのかという立場で、公立病院などのことを質問をいたしました。住み続けられる、戻ってくる事ができるという安心感のためには、医療、介護の提供体制、またなりわい、そして学校、商店街、こうしたまちづくりのビジョンをどう描くのかということ、それを外部からの押しつけじゃなくて住民の皆さん自身が議論し考えていく、そのための県としての支援が、これはもう大変苦労があると思うんですけども、今そこに挑戦する必要があるんじゃないかという思いでの質問でありました。

そのことを踏まえて、その辺りの住民の力を引き出すという点での知事の復興の考え方についてお尋ねしておきたいと思えます。

◎副議長（室谷弘幸君） 馳知事。

〔知事（馳浩君）登壇〕

◎知事（馳浩君） 大変重要な視点であるというふうな認識をしております。各市町におかれては被災の度合いも違いました。そんな中で、昨年の大体六月以降から各市町でまちづくり協議会、それも住民の皆さんや避難者も含めて、また専門家の委員との連携をしながら、まちづくり協議会をつくりながら、昨年のうちに、あるいはこの三月までに今後のまちづくりをどうするかという計画をおつくりになっているというふうな認識をしております。そのプロセスにおいて、必要であれば県にもお問合せもいただいていると、こういう認識を持っております。

とは言うものの、それは今後、この新年度に入りまして特にそのまちづくり計画がどのように動いていくのかということについては、私はまさにこれからだと思っております。必要な支援、また財政的な支援も含めて市町の皆さんとは相談をしながら進めていくというふうと考えております。

まさしく、やっぱり人口流出は顕著であるということとはこれまでの答弁でも明らかにとなっておりますので、戻ってきたくなるようなまちづくりの計画とそれに対する支援、これは県もそうですし、国からも必要な支援策があるならば、また

復興基金なども活用してできる限りの支援をしていくことができるように、やっぱり相談を今後とも継続をしていきたいと、こう考えております。